

「社労士便り 3月」

(Vol. 120)

未成年者の深夜業の禁止

今月のテーマは、「未成年者の深夜業の禁止」（労働基準法第 61 条）です。

● 法第 61 条の条文

- ① 使用者は、満 18 歳に満たない者を午後 10 時から午前 5 時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によって使用する満 16 歳以上の男性については、この限りではない。
- ② 厚生労働大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限って、午後 11 時及び午前 6 時とすることができる。
- ③ 交替制によって労働させる事業については、行政官庁の許可を受けて、第 1 項の規定にかかわらず午後 10 時 30 分まで労働させ、又は前項の規定にかかわらず午前 5 時 30 分から労働させることができる。
- ④ 前 3 項の規定は、第 33 条第 1 項（非常事由時）の規定によって労働時間を延長し、若しくは休日に労働させる場合又は別表第 1 第 6 号（農林）、第 7 号（畜産・水産）若しくは第 13 号（保健衛生）に掲げる事業若しくは電話交換の業務については、適用しない。
- ⑤ 第 1 項及び第 2 項の時刻は、第 56 条第 2 項の規定によって使用する児童については、第 1 項の時刻は、午後 8 時及び午前 5 時とし、第 2 項の時刻は、午後 9 時及び午前 6 時とする。

● 法第 61 条：深夜業の禁止の原則

深夜業（午後 10 時から午前 5 時までの労働）は、満 18 歳以上の者については、2 割 5 分以上の割増賃金が要求されているにすぎません。

しかしながら、満 18 歳未満の労働者については、原則として深夜業は禁止されています。

また、非工業的事業において行政官庁の許可を得て使用する満 15 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日が終了していない満 13 歳以上の児童については、この深夜業禁止の時間帯は午後 8 時から午前 5 時までとされています。

● 例外：交替制で使用する満 16 歳以上の男性

交替制で使用する満 16 歳以上の男性については、深夜業をさせることができます。

「交替制」には、常昼勤制とか常夜勤制とかの形態もあれば、一定期間ごとに昼勤

と夜勤とが入れ替る形態もありますが、ここにいう「交替制」とは、同一労働者が一定期日ごとに昼間勤務と夜間勤務とに交替につく勤務の態様と解されます。例えば、製パン工場において、同一の労働者が深夜のパン製造と昼間のパン配達を一定期日ごとに行うような場合がこれに該当します。これに対して、例えば、12時から翌日の12時までの勤務の間に睡眠4時間のほか、休憩時間5時間を2回に分けて与え、次の24時間は非番とする週45時間の勤務形態は、交替制には該当しないとされています（昭24.4.12基収第4203号）。

● 例外：交替制によって労働させる事業

交替制によって労働させる事業については、行政官庁の許可を受けて、午後10時30分まで労働させ、又は、午前5時30分から労働させることができます。交替制によって労働させる事業とは、事業全体で交替制をとっている場合であって、この場合、必ずしも労働者全員が交替制で労働している必要はありません。

なお、この場合にも、午後10時以降の30分間に対しては、深夜割増賃金の支払が必要となります。

● 例外：災害等による臨時の必要がある場合

第33条第1項（非常事由時）の規定によって災害その他避けることのできない事由により臨時の必要があるケースで、行政官庁の許可を受けた場合には、使用者は、労働時間を延長し、又は休日の労働をさせることができます。本条4項前段は、こうした例外を年少者にまで認めたものであり、災害の後始末等の作業のため、時間外労働又は休日労働をさせる場合、その作業が午後10時以降に及ぶことは当然考えられるところであり、この規定は、このような場合を予定して設けられたものです。

なお、年少者について深夜業が認められるのは、法33条1項による災害その他避けることのできない事由がある場合に限られ、同条3項による公務のために臨時の必要がある場合については、本項による例外は認められません。

● 例外：事業による例外

(1) 農林、畜産・養蚕、水産業の事業、(2) 病院、保健衛生の事業、(3) 電話交換の業務については、年少者についても深夜業が認められています。

農林、畜産・養蚕、水産業の事業において深夜業が許されるのは、その作業が自然的条件に左右され、繁閑の差が大きいからです。

また、保健衛生の事業については、その事業の性質上、公衆の不便を避けるために例外としたものです。

なお、電話交換の業務とは、他人間の電話による通話を可能とするための電話交換機による回線接続の業務のことですが、現在では該当するケースは稀でしょう。

● 法 61 条違反の効果

禁止の例外等によって深夜労働が認められる場合でも、時間外労働についての変わりはありません。つまり、年少者の深夜労働は、非常事由による時間外労働の場合を除き、法定労働時間内労働として行われなければなりません。

また、法 61 条に違反をしたときは、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

(参考文献等)

- 労働法全書：財団法人労働行政研究所編（労働行政）
- 新基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法：西谷敏・野田進・和田肇編（日本評論社）
- 労働基準法（下）：厚生労働省労働基準局編（労働行政）
- 労働法第 11 版：菅野和夫著（弘文堂）
- 労働基準法解釈総覧（労働調査会）

● プロフィール

特定社会保険労務士 佐藤 敦

平成 16 年：神奈川県社会保険労務士会登録